

# 出生

に関するおもな手続き

※各種資格確認書・受給者証・認定証等は、**後日郵送**で送付となる場合があります。

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください。	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
--	-----	-------	----	------	-----

## 住所 戸籍

お子さんの住民票コードについて	手続きは不要です。				
出生届と同時にマイナンバーカードを申請しない方	手続きは不要です。				
出生届と同時にマイナンバーカードを申請する方	※約1週間後、カードが簡易書留で届きます。 (混雑状況により日数が伸びる場合があります。)			本庁舎1階 市民課	
母子健康手帳への出生証明	母子健康手帳への出生証明	母子健康手帳			

## 保 険

お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入		本庁舎1階 市民課		
出産した方が国民健康保険の方					
① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円(※2)に満たなかつた方	「出産育児一時金」の支給申請	・病院に支払った出産費用の領収書 (産科医療補償制度の証明印 もしくは適用の明記があるもの) ・母子健康手帳 ・世帯主の口座番号がわかるもの ・世帯主の印鑑 ※海外で出産された方は必要書類が通常と異なりますので、受付窓口までお問い合わせください (TEL : 047-445-1204)		本庁舎1階 保険年金課	
② 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方		・母子健康手帳 もしくは 出生証明書			
産前産後期間に係る保険料軽減	産前産後期間に係る保険料軽減の申請				
出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。		健康保険の加入先で手続きしてください。		
マイナ保険証を利用する方	保険証の利用登録 ※マイナンバーカードが届きましたら、以下のいずれかの方法で手続きしてください。 ・スマートフォンやパソコンからマイナポータルで手続き ・医療機関等の顔認証機能付きカードリーダーで手続き ・親権者の方が市役所にカードを持参して手続き ※暗証番号の入力が必要です。			本庁舎1階 保険年金課	

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度

※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円

## こども

出産した方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください。 ※出生の翌日から起算して15日以内 ※必要なものがそろっていなくても窓口へお越しください。	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険の資格確認書 または資格情報のお知らせ ・請求者のマイナンバーカード またはマイナンバー入り住民票 ※2人目以降は、請求者の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせのみで申請できます。		総合福祉保健センター2階 こども支援課	
	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろっていなくても窓口へお越しください。	・健康保険の資格確認書 または 資格情報のお知らせ(子) ・保護者、生計維持者、同一住所の方のマイナンバーカード または マイナンバー入り住民票	○		
	母子保健サービス登録票の提出 (窓口もしくは郵送) ※皆様に母子保健サービスを円滑に提供するために活用させていただきます。	出生時の状況が分かるもの (母子健康手帳の写真など)	○	総合福祉保健センター2階 健康増進課 窓口	
未熟児で出産した方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください。		総合福祉保健センター2階 こども支援課 健康増進課 窓口	
きょうだいで保育園・幼稚園等に入園しているお子さんがいる方	世帯員変更の手続き	※受付窓口でご相談ください。		総合福祉保健センター2階 幼児保育課	

## 税・料金

井戸水の使用がある場合で、下水道使用人数が変更になる方	使用人数変更	お電話で手続きできます。	上下水道料金センター (県水お客様センター) 0570-001-245	
-----------------------------	--------	--------------	---	--

## 千葉県鎌ヶ谷市

やがて  
故郷に  
変わる街  
鎌ヶ谷

〒273-0195  
千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷  
二丁目6番1号



鎌ヶ谷市ホームページ <https://www.city.kamagaya.chiba.jp/>

開庁時間 あさ 8時30分～夕方 5時00分  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

手続きの内容によっては、受付時間ぎりぎりに来庁された場合、  
その日のうちに手続きを完了できないことがあります。  
時間に余裕をもって来庁いただきますよう、ご協力お願いします。

ご誕生おめでとうございます



# 第1.0版 R7.12.10 手続きチェックシート **出生**

忘れずにお持ちください。

## 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を  
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で  
本人確認  
できるもの



その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

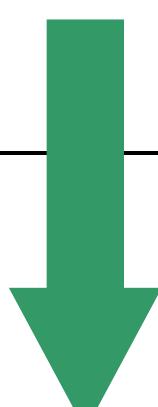
- ・健康保険の資格確認書
- ・基礎番号通知書（年金手帳）
- ・介護保険被保険者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

お子さまが生まれたら 14 日以内に届出してください。

## 出生届

### 《届出に必要なもの》

- ・医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・母子健康手帳



関連する手続きは内側にあります。

必要な書類がそろわない手続きは、  
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。